

倉敷市危険木伐採等森林整備補助金のお知らせ

住宅等の建築物や道路への倒木被害から人命及び財産を保護するとともに、市民の自主的な活動による森林整備の促進を図るため、町内会等が実施する危険木の伐採等に要する経費の一部を助成します。

○危険木とは

市内の森林に存する立木竹であって、老朽化、損傷、枯死等により住宅、店舗、事務所、倉庫その他の建築物若しくはその付帯施設又は道路への倒木又は落枝の危険があり、市民の生命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるもの。

○対象森林

市内の森林

※農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地の上にある危険木は対象になりません。

○対象者

危険木の存する地域において活動する町内会等。

※町内会等…町内会、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体で、次の要件を全て満たす団体。

- (1)一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2)活動を行う地域において、3世帯以上の住民で構成されていること。
- (3)規約及び代表者を定めていること。
- (4)団体の活動を対象とする自治会活動保険等（団体の活動に起因する事故により第三者への賠償責任が生じる場合又は当該事故により団体の会員が傷害を負った場合に保険金が支払われるもの）に加入していること。

○補助対象事業

町内会等が実施する危険木の伐採・撤去・処分

※町内会等の会員が直接従事することが困難である場合を除き、町内会等の会員が直接、活動に従事してください。

○補助対象経費

危険木の伐採・撤去・処分に要する活動経費

消耗品費、使用料、賃借料（機器装置、工具器具等の借入りに係るものに限る。）、役務費、手数料、委託料（町内会等の会員が直接従事することが困難である場合に限る。）が、対象経費となります。

伐採した危険木を有価物として処分することにより利益を得る場合は、補助対象経費から当該利益の額を差し引きます。

【補助対象経費の具体例】

補助対象経費	内 容
需用費	・手袋、草刈機チップソー、チェーンソー替刃、熊手、ほうき、なた、のこぎり、安全装備などの消耗品類 ・草刈機やチェーンソーなどの燃料代 など
使用料及び賃借料	機械器具等の借上（リース）料 など
委託料	外部への委託料（自ら行うことが困難なものに限る。）
その他経費	活動に特に必要と認められるもの

○補助率

補助対象経費の $\frac{3}{4}$ 以内（千円未満の端数は切捨）。1 団体当たり上限額 50 万円。

※同一年度において既にこの補助金の交付を受けている場合は、50 万円から当該交付額を減じて得た額が限度となります。

○申請手続きについて

■活動前…交付申請書に添付する書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 町内会等の規約及び会員名簿の写し
- (4) 補助対象事業に係る森林及び危険木の位置図
- (5) 危険木の写真（伐採前のもの）
- (6) 見積書その他の補助対象経費の内訳を証する書類
・自ら実施が困難な伐採・撤去・処分作業を外部委託する場合…見積書の写し
・チェーンソーや運搬用トラックなどをリースする場合…見積書の写し
- (7) 伐採した危険木の処分に係る見積書等の写し（伐採した危険木を売払う場合のみ）
- (8) 自治会活動保険等への加入を証する書類
- (9) 補助対象事業に係る森林の土地の登記事項証明書
- (10) 補助対象事業の実施に対する危険木を所有する者の同意書
- (11) その他、必要と認められる書類

■活動後…実績報告書に添付する書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 危険木の写真（伐採中及び伐採後のもの）
- (4) 補助対象経費の内訳書
- (5) 領収書その他の補助対象経費の支払を証する書類
- (6) 伐採した危険木の処分に係る利益の額を証する書類
- (7) その他、必要と認められる書類

●問い合わせ先

本庁・農林水産課 〒710-8565 倉敷市西中新田 640 Tel. 086-426-3425

Eメール agfrfs@city.kurashiki.okayama.jp